

～おもな内容～

1. 4月21日県知事選(県議補選)の投票日(P1)
2. 49年度一般会計予算(7億円の大型予算)(P2)
3. 春の交通安全運動はじまる(P3)
4. 村体育協会発足(P4)
5. 大丸杯籠球大会で横越勢活躍(P4)
6. 中条乙地区生活会議来村(P4)



元気よく登校

—新入生—

明るく正しい選挙



横越村選挙管理委員会
横越村明るく正しい選挙推進協議会

出張や旅行の方は 不在投票を

不在投票所	横越村役場 (二階選挙事務室)
期 間	知事選挙 3月27日～4月20日
	県議補選 4月9日～4月20日
投 票 時 間	上記期間の 午前8:30分～午後5:00分

●不在投票の際は、印鑑と、なるべく投票所入場券もご持参ください。

4月21日は県知事選挙投票日

(県議補選)

投票時間 午前7時～午後6時

私たちの意志を
県政に反映させよう

◆転出者の投票◆

五月七日任期満了による県知事選挙は、さる三月二十七日に告示、四月二十一日投票日と決定しました。

この選挙は、今後四年間の県政をゆだねる、最もよきわしい人を選ぶ大切な選挙です。又、中浦原地区は、この選挙と同時に、県議会議員の補欠選挙が行われます。

いま日本は、戦後最大の危機にあるといわれ、昨年から始った狂乱物価の中で、私たちが

今回の選挙は、県外へ転出した者は投票できませんが、県内に転出した者は、投票することができます。

投票ができる場合でも、新住所地の市町村役場から、居住証明書をもらっていただく必要があります。また、次の点にご注意ください。

①48年12月20日以前の転出者は、県内であっても横越村に投票はできません。

②48年12月21日から同年12月25日まで、転出した者は、会社や官庁等の出張、あるいは所用で、投票日当日決められた時間内に投票所へ行くことができない場合は、選挙混みあいますがなるべく早くの公示の日から投票日の前日に必ずすませてください。

③48年12月26日以降に転出した者は、転出先(新住所)の市町村役場から居住証明書をもらって、旧住所地で投票できます。

④48年12月26日以降に転出した者は、転出先(新住所)の市町村役場から居住証明書をもらって、旧住所地で投票できます。



三月一日、横越村生活安定対策委員会が開催されました。各界の代表の方々が集られて、横越村における生活安定、特に物価問題についての討議がなされました。物価問題は根本的には村だけの話し合いだけではどうにもならない部分がある訳ですが、然し、姿勢をつくることは大いに意義のあることとなります。実際当日出ましたお話の中でも非常によいお話がたくさん出ていました。

最近の消費生活の習慣からすべて使っている。子供生活用品など節約という意識が失われて、学校で着し主を奪ねても誰ももらい出さる者がない。数千円もするような品物でも、なくれば早速買ってもらう。物についての価値観が昔とはすっかり変わってきている。金さえ出せば何でも買えるという考えから、物資の重要性、勤労の尊さという概念が薄れてしまっている。このような時こそ、いろいろ考えを強く植えつける機会ではないか。そのためには、村として特に家庭を軸とする。御婦人の方々が、家庭内において子供を養育するにあたり、地域の課題として取り組んでいくことも大切なことではないか。先般、婦人会の皆さんが病氣見舞の返礼際、お借りのお明しをお金という形でお返しされた。それと同じように、そういう運動を具体的に盛り上げていく必要があるのでは。又、生活改善の面でも選挙運動の行事がこの物価高の中でも漸次ニカスルトにしていくことも、できるだけ金を使わずに、気がつくることなど大切だと思います。(田中)